

17. 東京の河川に係わる管理体制と改修計画の経緯

General Details concerning the Maintenance and Management of Rivers in Tokyo

技術支援課 石原成幸

1. はじめに

昨年の年報・報告編では、「東京の中小河川の都市計画に関する歴史的経緯」と題して、明治期から現在まで東京の中小河川が都市施設として整備されてきた経緯を概説した。

本報では、引き続き東京都知事の管理する河川の管理体制ならびに改修計画等の変遷を概説するとともに、それらに関する総合的なとりまとめを試みたものである。

2. 調査対象

本報における調査期間は、比較的資料の少ない昭和10年代より昭和40年代までを主な対象とし、その前後を加えた。これは、公文書館や都立図書館等に保存されている建設事業に関する資料が、第二次大戦後は戦前に比べても特に少ないという事実に基づくものである。

建設局における各種事業に関する資料は、比較的多く発行されているが、特に河川分野の管理面の資料に関しては、それらの図書において概括的な記載があるだけであり、現時点でその詳細を知るためには非常な労力と時間を要することとなる。

このため本報では、できるだけ現在および将来の河川行政の政策立案に資するよう、当時と現在の河川管理状況と比較できる形で各種資料の整理を試みたものである。

なお、紙面の関係上、本報における河川改修の状況等については、概括的に記載するに止める。

3. 河川管理ならびに改修の沿革概要

東京府・市および都における河川管理・改修の変遷については、おおよそ次のとおりである。

(1) 明治期

1) 初期

明治10年には、初の東京府会が開催された。東京府は、この府会に対し地方単独予算として河川関係費（堤防費・水防費）を計上し、ここに府下の河川関係費用の地方費による支出が原則化された。

明治16年には、区部における新川開鑿（以下「開削」と表示する。）に区部共有金を充てることも決定された。その後、区部共有金による河川開削や浚渫は同26年まで続き、地方税の充当も行われている。¹⁾

2) 中期

明治21年の市区改正条例の公布に伴い、翌年5月に市区改正設計として、8河川の新川開削と外濠8条（以下、「濠」と表示する。）の改修埋立が決定された。

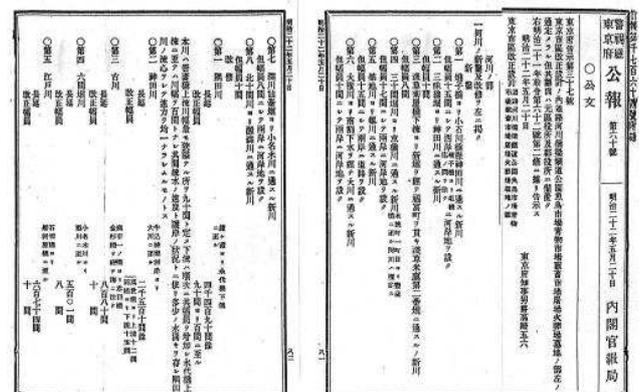


図 - 1 東京府公報 明治22年5月20日
所蔵： 都立中央図書館（一部加工）

その概要は、次のとおりである。(図 - 1)

新川開削として、現在で言うところの東部低地帯、神田川並びに隅田川などへ通じる、幅17間(9.4m)から8間(4.4m)の河川(水路)を設けることとしたほか、同様に隅田川や神田川を中心とした低地または高潮区間の河川の幅員を広げる改修を行っている。

また、外濠については当時、「澁池(=ほり)」との表現により、虎の門や日比谷付近を中心に、一部は堤を除去して埋立たほか、舟運区間は河岸の設置や線形を改良して運河機能を持たせる事業が行われている。

一方、従来は東京府が実施してきた東京市内の土木事業は、区部地方税により東京府で実施することが決定され、当該事業が東京府から市へ引き継がれた。当時の東京市は、同年4月に施行された市制・町村制に伴う区部15区で構成されていたが、同年5月1日の市制特例によって、市長を府知事が兼任する変則的な形態であった。

同21年は大日本帝国憲法の発布により、中央集権体制も整いだした年でもある。²⁾

さらに、明治26年には、東京府の管轄区域として神奈川県から三多摩が編入されたため、府における事業規模は再び増加した。¹⁾

ここで、当該期は明治29年の河川法(以下、「旧法」という。)を皮切りに、翌年に砂防法が公布されるなど、治水対策の法体系の整備が図られた時期でもある。

旧法の特徴としては、特定河川における国の直轄工事を明示した点である。従来、河川管理は国の機関として、地方長官(行政庁)が担当することになっていたが、費用が道府県の負担を原則としたことから、事業はほとんど行われていなかった。²⁾

つまり、積極的に事業を行うほど、地方単独費の充当により道府県の財政を逼迫させる結果となるため、地方行政体として対策事業の必要性を認識しても財政面から避ける、または着手できない状況にあった。

3) 後期

明治36年、東京市は市区改正新設計として、市区改正設計の計画を縮小した3河川の新川開削、1河川の改修、3つの濠の浚渫・埋立を告示している。その概要は、次のとおりである。

新川の開削は、神田川をはじめとする主要河川間を連

絡する河川と河岸・道路の設置を行っている。

河川改修としては、隅田川の最狭小部であった吾妻橋上流から永代橋にかけての区間で幅員を100間(55m)に広げる改修工事を進めた。

また、外濠に関しては、数寄屋橋付近における舟運の便の確保対策のほか、行き止まりの水路を埋立している。

市区改正新設計のうち、第1次速成事業は明治43年に完成し、続いて第2次事業が施行されて、大正7年に至り概成をみた。このように、東京においては河川(運河)改修とともに、舟運の便との関係から堤防の除去や河川の埋立が、明治期から都市計画事業として進められていたことが判る。

次に、明治40年の水害を契機とした本格改修事業としては、荒川と中川を繋ぐ河川の開削などある。同43・44年には、荒川、隅田川や多摩川のほか、多くの中小河川で洪水が発生した。

同年の全国的な水害に対応して、政府は「臨時治水調査会」を設けて、第一期治水計画を策定し、財源の確保を図ったうえ、改修工事に着手している。²⁾

明治44年、内務省の直轄事業として荒川放水路の開削が実施されたほか、江戸川・中川でも一部費用を府県が負担する形で工事が実施された。³⁾

(2) 大正期

大正6年10月、台風による暴風雨と高潮が発生したことを契機に、同7年には国庫補助を受けた東京府による多摩川の改修事業を、旧法の規定に基づき内務大臣が代行して同15年まで実施したが、その際にも東京府では負担金を支出している。

大正10年、街路築造・河川濠渠改修計画が告示された。これは、前年に施行された都市計画法に基づく、最初の街路網計画と河川計画であり、新川開削1本、改修4河川並びに2濠・3河川の埋立計画を決定したものである。

同10年5月13日には、東京都市計画事業の河川・運河に関する等級と幅員の標準が表1のとおり告示された。

新川開削は大島川であり、改修には小名木川、東堀留川や外濠が対象となったほか、明石の鉄砲洲川などの埋立が行われている。

同年は、「公有水面埋立法」が公布された年でもある。

関東大震災後の同13年3月、東京都市計画である震災

復興計画として、運河改修11、新川開削1のほか、4河川の計画変更が告示された。復興計画の主な内容は、同10年に決定した計画の再検討を行ったものであり、おおよそ次のとおりである。

新たに築地川^{かえで} 楓川連絡(運河)を計画したほか、小名木川、横十間川、大島川、神田川、日本橋川などの改修事業、並びに大島川の一部が埋立られた。

表 1 標準設計 (加工)

規定 区分	第1		第2
	等級	幅員	深度 零点下
1	1等	60間以上	15尺以上
2	2等	30間以上	7尺以上
3	3等	第1類	26間以上
		第2類	22間以上
4	4等	第1類	18間以上
		第2類	14間以上
		第3類	10間以上
5	等外	10間未満	2尺以上

- 第3 橋梁を架設する場合には水面より橋桁最下端迄の高及有効径間は左(下記)の標準に依る
 1. 高 零点上14尺以上
 1. 径間 27尺以上
- 第4 本設計の零点とは壘岸島水位基準零尺を謂う
- 第5 特別の事由ある場合に於ては都市計画東京地方委員会の議を経て前各項の規定に依らざることを得

同13年5月には、都市計画運河埋立並びに改修事業の内務大臣による事業執行が告示され、西堀留川の埋立と東堀留川の改修(幅員と深度の拡大)が実施された。

(3) 昭和初期から第二次世界大戦前まで

昭和2年3月には、渋谷川、目黒川の改修計画が内務省から告示され、また同4年6月、外濠の改修計画が告示された。

震災復興事業は、昭和5年3月開催の「帝都復興完成記念式典」を以て概成し、復興局が廃止された。この時期、日本最初の臨川公園である隅田公園が開園した。

同年から翌年には立会川、神田上水、谷端川、呑川、宇田川、谷田川、江戸川の改修計画が告示されている。

昭和7年3月の復興事務局の廃止に至り、震災復興事業は全て完成をみることとなった。

同年10月には、横十間川運河と同支線(=同支川)の運河新設と蛇崩川、妙正寺川の改修計画が告示された。

昭和8年には、治水調査会が恒久設置機関としての「土

木会議」に改組され、第三期治水計画では「中小河川の治水対策」を目的とする補助事業が設けられた。

昭和10年4月、東京都市計画の高潮防禦施設として、38河川の護岸・37水門の築造および2河川の埋立が告示されている。この埋立対象河川は、護岸築造の対象でもあることから、舟運の便の有無により利用計画が策定されたと考えられる。

昭和11年から翌年に掛けては、目黒川上流、高潮防禦施設としての河岸堤防等の改修計画が告示された。

昭和16年12月、日本は第二次世界大戦の戦時体制となる。昭和17年4月には、俗に「保健防火道路」と称される河川沿いの遊歩道・馬車道が都市計画道路として、決定・告示されている。(図-2)

当該施設は、道路と称されているが、実際には現況地形を活かしつつ沿川風致の保全を目的とするものであり、現在でも石神井川緑地としてその名残を留め留めている。

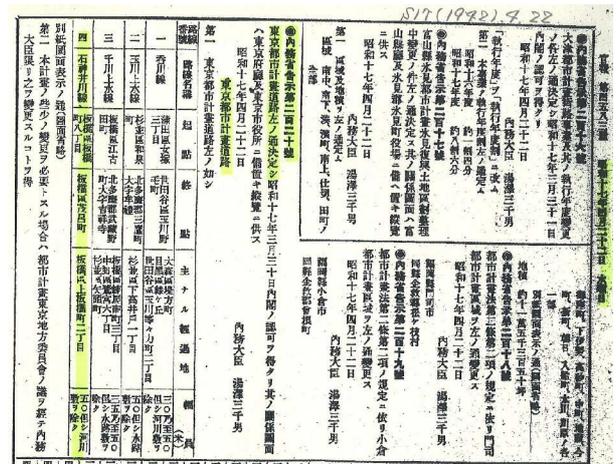


図 2 保健防火道路告示 (部分)

所蔵： 都立中央図書館

同18年、東京都計画局では「治水事業計画概要」を発表した。当該図書には概要として、河川改修と運河新設を記し、対象河川に神田川、石神井川など14河川を列挙している。⁴⁾

(4) 第二次世界大戦時から昭和30年代

戦時中は、河川や運河の維持管理が疎かとなったため、河床への土砂堆積や簡易造の護岸が崩壊するなど、荒廃が進んでいた。また、戦後直後には、カスリーン台風など相次ぐ台風の襲来により、都内低地部を中心に大規模な損害を被った。

このため、昭和22年11月に東京特別都市計画（戦災復興計画）として、運河・河川・河川埋立および高潮防禦施設が決定告示された。

運河・河川の改修は、内川・古川等の舟運河川の拡幅や渋谷川・古川、神田川等の中小河川を中心とした改修が計画された。また、河川埋立は、5河川・2濠の埋立を完了している。

昭和33年、狩野川台風を含む3つの台風が襲来し、低地帯のほか、武蔵野台地の中小河川の氾濫や護岸崩壊により、河川沿川を中心に広範囲で浸水被害が発生した。⁵⁾ このため、同年12月には、俗に東京都河川白書と呼ばれる「東京都の河川の現況とその将来」を発表し、既定計画の再検討・増補と今後の対処方針を明らかにした。⁶⁾

同様に、昭和33年から38年までの被害の多さに鑑み、特に山の手台地を中心とした地域において、中小河川の未改修部分を対象とした「緊急3ヶ年整備計画」を策定し、事業に着手している。

一方、政府では内務省の解体により、河川行政は建設省の所管となった。昭和34年には、伊勢湾台風による関西地方での大規模な被害があり、これを契機として、同35年には治山治水緊急措置法や治水特別会計法が制定され、長期的な治水事業の仕組みが完成した。

昭和39年には、利水の需要増や戦後の法制度・社会システム等の変更に合わせて、新たな河川法が成立した。

また同年は、東京オリンピックが開催され、戦後の復興期から経済発展への礎が築かれた時代でもあるが、都内では道路交通需要の増大やゴミの不法投棄等に伴って、数多くの河川や水路が機能廃止・暗渠化され、または河川上空を高速道路等に占用される契機となった。

(5) 昭和40年代から昭和50年代前半

昭和40年には、台風6号により区部山の手地域の中小河川を中心に浸水被害が生じ、翌年も山の手や多摩部の中小河川など、未改修部で氾濫が続発した。

この被害に鑑み、従来の区部に加えて急激に市街化が進んだ市部を含む河川改修計画の立案が急務とされ、同42年に「東京都中小河川緊急整備計画」が策定された。これ以降、都では「シビル・ミニマム」の設定、また中期計画が策定されたことに伴い、河川整備計画は当該計画に包含されて実施することとなった。

当該計画の整備規模としては、30mm/hr対応の河道改修を中心に、昭和47年からは一部河川において50mm/hr改修に着手している。

昭和51年には、台風17号による浸水被害が山の手および多摩部の河川を中心に発生した。このため、本格的な改修計画(50mm/hr)を前提としつつ、未改修部を対象に暫定改修計画(30mm/hr)を策定し、事業の進捗を図ることとし、行財政3ヶ年計画に位置づけられた。

上記に示した中小河川改修における目標水準の変遷は、表-2のとおりである。

なお、明治期以降の管理河川の変遷については、昨年の資料編において中小河川改修と関連する社会情勢・法体系を年表⁷⁾として記しているため、参照願いたい。

4. 法定管理河川の変遷

都内河川の河川法に基づく管理体系の変遷としては、おおよそ次のとおりである。

(1) 旧河川法（明治29年～昭和39年）

旧法の規定では、河川法を適用する河川、準用する河川及び法適用外の普通河川に類別しており、概要は下記のとおりとである。

1) 適用河川： 第1条・第4条

建設大臣が認定した河川； 幹川・区間主義

都道府県知事が認定した支川および派川

運用面では、幹川の認定は直轄工事施行の必要性の有無が重要な要素であった。

2) 準用河川： 第5条

適用河川に流入若しくは分岐する水流等

適用河川以外の都道府県知事が認定したもの

建設大臣の事前認可を要する。（行政監督令）

準用に関する規定は、河川使用の規制等は必置事項、直轄管理および工事並びに同負担に関する規定は、当該規定の準用禁止、その他の任意事項から構成された。

準用河川の選定にあたっては、「河川法準用河川の選択基準に関する件」（S3.7.3 各地方長官宛 土木局長通牒）の一つに該当することとされた。⁸⁾

実際の河川改修は前述のとおり、全国的には財政上の理由から準用認定を控える傾向があったが、都では地方費を充当して事業の進捗が図られていた。

3) 普通河川：

上記以外の河川法の適用とならないもの

行政管理に属する事項は国の事務（地方行政庁たる都道府県知事）として、事実管理は市町村が主体として施行された。

昭和16年当時の法定河川は、表 - 3（末尾）のとおりであり、同22年頃の河川管理図を図 - 5 に示す。

次に、旧法時代の資料⁹⁾には、現在の資料に見受けられない在来下水道や水路改修という表現が頻繁に記載されているので、これに若干の説明を加える。¹⁰⁾

4) 在来下水（改良区域）

在来下水（道）とは、区部の大部分で計画されていた改良下水道の施行対象外の区部区域において、既存の下水道の改良を図ることから名付けられたものである。

当該改良計画は、改良下水道が敷設されるまでの間に、当該区域での雨水や家庭排水を排除することを目的として、雨・汚水の停滞または氾濫が著しい区域での在来下水の改良を実施するものであり、河川管理者が執行した。

施行法としては、次の2種類である。

コンクリート柵渠：

将来的に改良下水道の施行に際し、構築物を撤去して他の水路改良工事に転用する前提で設ける施設

暗渠：

以外の箇所における施行を前提とした施設

全体としては、昭和27年の時点において18区で延長約31kmの整備が計画されていた。

5) 水路改修（事業）

この当時における水路とは、改良下水道施行区域の品川ほか16区内の都が管理する普通河川のことであり、水路を改修し氾濫による浸水被害の防止、環境衛生の向上並びに都民の社会生活の安定を図ることを目的とした事業である。昭和27年時点における全体計画は、17区において延長約284kmであった。

(2) 新河川法（昭和40年～平成8年）

旧法（施行令を含む）の一部規定に関しては、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（S22年法律第72号）の規定により、昭和22年12月末日を以って失効した。

また、昭和30年代に入ると、社会・経済の高度成長に

伴う電力需要等の増大に対応するため、昭和27年の電源開発促進法、同32年の特定多目的ダム法、続いて水道法・下水道法などの関連法の整備が進んだ。

これらに対応して、旧法を全面改正した新河川法が昭和39年に成立し、同40年4月1日に施行された。

新河川法（以下、「新法」という。）の特徴は、次のとおりである。

区間管理（地方行政庁）に替えて水系一貫主義（機関委任事務）を採用

利水関係規定の拡充、ダム防災関連規定の整備
河川管理；1級河川：国、2級河川：都道府県負担、
工事に要する費用の補助規程を定める。

新法の法適用河川と旧法の適用・準用河川の相関は、概念的であるが、おおよそ次のように関係にある。

- 1) 1級河川：旧法第1条 適用河川
- 2) 1級河川：同第4条 適用河川
（指定区間）同第5条 準用河川
- 3) 2級河川：同第5条 準用河川
準用河川： " または普通河川

(3) 改正河川法（平成9年～現行）

平成9年には新法が改正され、同法の目的に治水・利水と並んで、「河川環境の整備と保全」が位置づけられたほか、地域の意向を反映した河川整備計画の制度導入などがなされている。

同11年、地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律により、機関委任事務制度が廃止となったため、これが法定受託事務に代わった。

ここで、旧法から新法時代における管理河川の変遷一覧を表 - 4 に、関連部所の組織沿革を表 - 5 に、新法制定当時と現行河川の管理諸元は、表 - 6 のとおりである。

なお、表 - 4 は、代表的な年次における河川管理の状況を数値的に示したものであり、一部の年次については記録が不明確なため、空欄として扱った。昭和30年と同55年には、普通河川の扱いが見直されているので、表 - 4 の数値の取扱いに際して留意する必要がある。

5. 都市計画河川の概況

都市計画河川の詳細は、昨年の年報・報告編¹¹⁾によるものとし、本報では現行計画を概説するものとする。

東京都管理の中小河川のうち、現在、都市計画決定を取得している河川の一覧は、表 - 7のとおりである。

また、河川法に基づく河川予定地指定を表 - 8に示す。

東京都では、河川法に基づき改修計画決定しているが、著しい市街化に対応する必要と過去からの経緯もあり、主要な中小河川において都市計画決定を行っている。

このため、河川の延長といった場合には、自然公物としての河川延長、河川法に定める法定河川延長（管理延長）並びに都市計画決定された計画延長が並存しているので、いずれの延長かを確認することが重要となる。

次に、都市計画河川に係る都市計画下水道の決定としては、昭和25年の8河川の告示のほか、同37年の2河川並びに同53・56年には3河川の追加告示がなされている。

なお、都市計画河川の場合、平成9年以前の機関委任事務の時代にあっては、東京都知事が国の機関として都市計画事業を執行する位置づけ（事業承認）であった。現在は、改正河川法に基づく法定受託事務として、都市計画法上の事業認可を取得して事業を進めている。

6. 戦災復興計画における河川埋立の背景

現在では、日本橋川上空の占用や過去における河川埋立を批判する意見を聞くことがある。しかしながら、前出のとおり、過去においては河川の埋立が比較的容易に実施されてきた経緯がある。このため、異論の多い河川埋立について、戦災復興に伴う河川埋立を事例として、建設局の公式記録である「建設のあゆみ」と他の資料とを比較検討することにより、その時代背景などについて考察を試み、事実関係の一端を明らかにするものとする。

(1) 建設のあゆみ¹²⁾

本書は昭和18年から昭和25年までの間における、東京都建設局の組織・事業に関する歴史を公式にまとめた図書である。

概要編にある河川関連の記述は、次のとおりである。

「河川においては、（中略）相次ぐ災害は河川のいかに荒廃に期しているかいかの復旧事業の緊急を要するかを天与の教訓として吾々の耳朵に警鐘を連打したものである。（中略）心血を注いで事業の達成に邁進している。」とあるが、続く文中には「戦後市中の至るところ

に残焼、灰燼、瓦礫が累々として人の目を蔽うものが多く復興途上その除去は必要のみならず、民心の安定を得るためにも又急を要するものであった。これがために都は昭和20年から整地事業を急いでいたのであるが、都心より遠隔の地に灰燼、瓦礫を運搬するためには予算がこれを許さずいろいろと研究の結果、不用河川（＝不要の意味）の三十間堀川、東堀留川、龍閑川、浜町川、六間堀川東京駅前外濠、鍛冶橋際外濠、真田濠或いは海岸洲崎沖等の都心に最も近い地を選びこれを埋立てその埋立地処分経費を以て事業費に充当することとした。」と、近接地への埋立を財政上の措置から適切であると記した。

次に、同書の個別事業の説明文は、次のとおりである。

区部復興都市計画では、「不用河川を埋立衛生上、美観上に資すると共に埋立地を建築敷地に利用しようとするもので、17ヶ所延長約9,850米である。」と記し、都市計画としての過去五カ年間の戦災灰燼処理の経緯では、以下の抜粋のような記載となっている。

3. 昭和22年度

現地処理の欠陥により灰燼は原則として低湿地、低湿道路の盛土として運搬処理されたが都心部の膨大な灰燼と遠距離の低湿地へ運搬するには多くの経費と資材を要するので、勢い都心部にそれを必要として種々検討の結果不用河川に投棄して埋立てることとして、「都市計画地方計画委員会」に「不用河川埋立事業計画」の決定方を要請した。

たまたま運輸省において東京駅前八重洲口広場を造るために、外濠埋立の計画がありこの埋立の委託を受け河川埋立の第一歩を印した。（以下略）

4. 昭和23年度

（前略）昭和22年度において実施した東京駅前八重洲口の外濠埋立事業が灰燼処理上極めて効果的であったので、比較的利用価値の低かった三十間堀川、東堀留川、滝閑川（＝龍閑川）、新川を埋立て、これによって造成された埋立地を売却して経費の財源に充当する事として灰燼処理事業を実施した。

5. 昭和24年度

（前略）これがため新たに浜町川、六間堀川、真田濠、外濠（鍛冶橋下流）の埋立を行う一方整理事業は

失業対策事業として適当であるので多数の失業者を吸収し、都内全域の灰燼を集積した。

このように、公式記録には昭和23年度の三十間堀川の埋立に関して、「事業費に充当するため」とだけ記されている。

以下では、必要な事業費を捻出するために次のとおり、対象河川と区域を拡大したことを関係者による記事から明らかにする。

(2) 灰燼処理

越沢明の「東京の都市計画」¹³⁾の中には、灰燼処理と河川の埋立に関する次のような記載が見受けられる。

都知事安井誠一郎には社会資本整備に対する長期ビジョン、都市計画に対する思想と見識が欠けていた。それを象徴する出来事が焼跡のガラ（灰燼）の処理と河川埋立、そして露天商対策である。

(中略)

昭和通りのグリーンベルトはガラがうず高く積み重なってしまう有様であった。GHQは交通上、衛生上の理由からその始末を何度も督促した。安井誠一郎は費用をかけない解決策を石川栄耀に命じた。石川栄耀のアイデアは都心の不用河川にガラを運搬し、埋立て、造成後埋立地を売却して灰燼処理の経費とするものであった。

「助かったという気持ちで一杯になり、石川君の手をおしいただく思いで強く握り閉めたものだった。あれ以上の名案は今日においても私には思いつけない」(安井誠一郎「東京私記」¹⁴⁾)

こうして、「不用河川埋立事業計画」という前代未聞の都市計画が都市計画東京地方委員会で決定され、1947年10月の東京駅前外濠を手始めに1950年にかけて三十間堀川を埋立て、売却したのである。この結果、江戸以来の東京都心の水辺空間は失われてしまった。(以下略)

では、当時局長であった石川栄耀はどのようにして当該計画を立案したのか、について若干の考察を試みる。

(3) 河濠整理計画¹⁵⁾

中央区京橋図書館の地域資料室には、昭和11年頃発行と推定されている東京市監査局都市計画課作成の「河濠整理計画」が保存されている。(図-3)

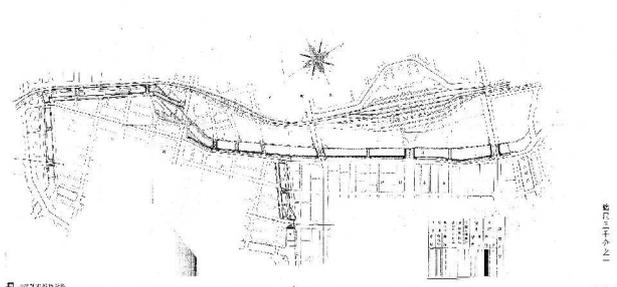


図 3 河濠整理計画平面図 (抜粋)

当該図書の中から、埋立に関連する事項を抜粋して記述する。

沿革概要においては、「東京駅前の外濠は大東京「シビックセンター」の中心を丁度南北に貫通し、丸ノ内一帯ビル街の進出を阻もうとしている様である」などの記載が見受けられる。

その存在価値に関しては、「道路の発達と自動車の普及は、運河の効果著しく滅殺されたりと見て支障なかるべし」、「外濠の現況は、如何にも不潔にして悪臭が甚だしく、(中略)衛生上の見地よりする限り、全く其の価値なきもの」、「史跡としての価値は非常に薄らぎたる、(中略)美観上より見たる存在価値はほとんど之を求むるに由なく東京駅裏のごときは全く不潔其のものにして改善の急務なるを思わしむ」として、外濠の価値を否定した記載が続き、「埋立により一切の不浄なる水面を眼界より除去し、之に代ふる清鮮なる緑地と快適なる道路を以てせむるとす(中略)時期は鉄道増設、東京駅裏口改良工事と併行して施行するを最便とすべし」との結論に至っている。

このように、戦災復興事業における灰燼処理に伴う河川埋立は、「河濠整理計画」で示された東京駅前外濠埋立計画案をほぼ踏襲したうえ、灰燼の膨大な量と予算捻出に対応して、対象河川を増やしたものであると考えられる。

次に、当該計画に石川局長がどのように係ったかであるが、当時の職員録を調べたところ、昭和8年に東京へ転勤・都市計画東京地方委員会の所属となり、昭和18年

には東京都技官を兼任している。

この間、関東国土計画の試案作成に係るなどしていることから、当該計画を十分に知る立場にあったと史料で
きる。

(4) 新都市¹⁶⁾

続いて、(財)都市計画協会の機関誌である「新都市」
から検討を試みる。

第2巻第8号(昭和23年8月)に掲載された記事「東京
都三十間堀川他三河川の埋立事業について」の記述は、
以下のとおりである。

この記事のはじまりは、「東京都戦災跡地清掃(灰燼
処理)の経過並に現況」という書き出しであり、復興院
の指導と支援と得て、本事業を促進する為めに、終戦の
年10月25日に整地工事課を新設し(以下略)」とある。

第2章では、今後に於ける戦災跡地の清掃として、「都
に於いて今回三十間堀川外三河川を灰燼を以て埋立後
此の土地を売却し、清掃事業費の財源を捻出して本事業
を推進することになった。」<原文のママ>とある。

また、第3章は「不用河川の埋立については、戦災跡清
掃の当初から調査並に考慮せられて居た所であるが、
(中略)最近に至っては捨場もなくなり、且つ財源にも
窮して来たので、万難を排して都内千代田区中央区内に
存在し余り利用せられて居らない三十間堀川、龍閑川、
東堀留川、新川を埋立てることとなった次第である。」、
「(龍閑川などの三河川は、既に埋立を都市計画決定済
みであるが)埋立後の土地の価値が低く、工事費を土地
売却代金でカバーすると云う方法が採れないので、右三
河川に三十間堀川を加えて埋立ることとなったものであ
る。」と明確にその理由を示している。

当時の職員録から、筆者の小島一三氏は第一復興区画
整理所長であることが判明した。(下線および()内記
述：筆者による)

(5) 東京都区画整理設計標準¹⁷⁾

センターが保有する資料には、昭和25年3月発行の標
記の図書がある。

当該図書における計画設計要領の規定(抜粋)は、次
のとおりである。

構想計画方針について

構想計画方針の決定

構想計画の基本的問題につき全体計画その他の実施
計画を考慮して(既定の案がない場合は独自の見解に
よって)夫々立案の方針を定め計画の骨組みに関する
粗案(又は腹案)を概定する。

1. 都市計画決定施設

街路、広場、河川、運河、公園、緑地等について、
区画整理で決定どおり実施できるか、変更乃至縮小を
要するか検討を加えて都市計画課に協議する。・・・

計画設計に伴う責任処理事項

3. 従前の河川、公園の変更廃止については、一応河
川課、公園緑地課と連絡する。(図4)

(傍点、下線：筆者による)

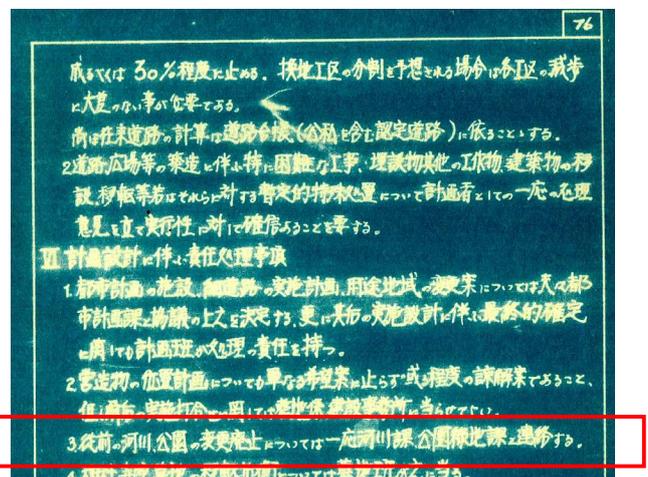


図4 東京都区画整理設計標準(抜粋)

このように、まちづくりの視点から、土地利用の便を
優先した諸施設の計画を規定していることが読み取れる。

次に、河川の廃止等についても「河川主管課に対する
協議ではなく、一応の連絡による」とあり、同一図書(公
文書)の中において、「協議」と「連絡」という用語が
明確に使い分けられている点も注目される事実である。

7. まとめ

現在、事業概要等の資料としては、第二次世界大戦後
のものが事業部局や図書館等に保管されているが、戦
前・戦後期の管理河川数などは総括表のみが示されてい
るだけであり、当時対象となっていない河川名や、その
区間・延長等の詳細を知ることは容易でない。本報では、
管理制度と改修計画の変遷を経年的に示すとともに、主

な変更点等を明示することにより、これに配慮した。

調査の結果からは、管理制度が改修計画へ及ぼす影響、改修地域の変遷ならびに社会・経済を映した対象河川の移り変わりなどを確認することができた。

主な事項を列記すれば、次のとおりである。

旧法時代の都管理の準用河川は、江戸期からの舟運中心の街づくりの影響を色濃く反映した低地河川（運河）に加え、多摩部の砂防河川を含む比較的多くの河川が指定され、かつ改修対象となっていたこと。

財政的な制約にも係らず、旧法の準用河川の改修が比較的多く実施できたのは、明治初期から地方単独費や江戸期の七歩積金（＝町会所の積立金）である区部共有金などの独自予算を充当できたことにある。その背景にあるのは、江戸期における「市中川々浚」（＝水路浚渫）など、繁栄を生む地域経済の基盤として河川機能の維持を図ってきた経緯が考えられること。

旧法は、新法のような明確に機関委任事務を規定していないが、事実上、太政（＝大臣）＝中央）に対する小政（＝地方（長官））という管理・予算制度を前

提とした法体系であると云えること。

事業費の捻出手段や衛生上の対策と称して、都市計画事業の一環による河川の埋立を、既に明治期には実施していること。

舟運や排水処理のため、河川の新川開削や埋立などが比較的容易に計画されていたこと。

戦災復興期には、画整理事業または清掃事業の費用を捻出する目的を以って、都が事業計画の側面から、河川の埋立を都市計画決定していたこと。

当時は、都市計画の企画立案部門と事業・管理部門とは別の組織であり、管理者が自ら計画の意思決定を行う組織形態となっていなかったこと。

なお、上記の～の事項について、現在では企画部門と事業・管理部門の緊密な連携の基に実施されており、同様な計画立案を行うようなことは考えられない。加えて昭和63年には、東京都として「今後、原則として新たな中小河川の埋立は行わない」旨を建設省（現・国土交通省）に表明していることを付記する。¹⁸⁾

従来においては、建設局河川部計画課で保存されてい



図 - 5 河川管理図（昭和 22 年頃）

所蔵： 建設局 江東治水事務所（図の一部のみ）

る資料を中心に検討を加えてきた。今回は、新たに得られた資料等を取りまとめることにより、戦前における管理河川の状況について、より具体的な事項を提示することができたと考える。

これらの中には、主管部所においても現有していない資料が数多く存在している。しかしながら、未だに不明な点が多いことも事実であり、引き続き資料調査を進めるとともに、新たな知見を得られるよう努めて参りたい。

表 - 2 中小河川改修計画の目標水準の変遷

年度	整備水準	整備概要	行財政計画等
昭和初期	50mm/h f=0.5	都心部で50ミ改修を実施(f=0.5)	
昭和16		(戦時中、事業中断)	
20		(災害復旧事業が主力)	
32		(江東地区の事業が急がれ、中小は伸長を見ず)	
38			
39			備緊 計急 画整 39
41		暫定素掘(30ミ程度)も考慮 (38年豪雨の被害箇所を重点に実施)	41
42	30mm/h f=0.4~0.5	継続河川・50ミ(f=0.5) その他・応急的な河積拡大(30ミ f=0.4から0.5) (41年4号台風の被害箇所を重点に実施)	42
43			
44	30mm/h f=0.5	30ミはf=0.5 50ミはf=0.5を0.8に訂正	44 '68 '68 '70 '71 '72 '74
45		(手戻りの多い箇所・当初から50ミ	46
46		30,50ミを併記(下水道の完成を推進)	
47		50ミ改修を主体として60年度完了 50ミをシバルミナムとする (市街化区域内を事業の対象) (急を要する箇所の30ミを49年度完了)	
48		30ミは「区部」を49年度完了。50ミの完了目途を削除	
49		当面50ミ改修を実施 将来更にレベルアップする必要あり	
50			
51			51
52		主な中小河川の50ミ改修を60年度を目途に整備	'76 '77
53			緊急 3 備 計 画 52
54	30mm/h 概成		54
55			
56		○長期計画・市街化区域内の50ミ改修を概成(65末目標) 総合的な治水対策の推進	'81 '83
57			
58			
59			
60		○'85計画・治水安全度達成率(調節池の効果含む)表示	'85
61		○長期計画・市街化区域内の50ミ改修を概成 (治安安全度達成率80%・'7末目標)	'87
62		環状7号線の地下に神田川調節池を設置	
63			
平成元		○'89計画・新たに、地下河川開連として白子川調節池、 新河岸川排水機場を追加	'89
2			2
3	75mm/h f=0.8 (区部西部 地域)	○長期計画・市街化区域内の50ミ改修を概成 (治安安全達成率91%・'12末目標)	第三次
4			
5		75ミ対策である地下河川や調節池を段階的に 50ミ改修から重点を移しつつ整備	~7

以下略

出典： 各種長期計画、総合実施計画、河川部資料、その他による

表 - 3 - 1 旧河川法 適用・準用河川一覧

法 適用河川 (府費支弁河川)

法 準用河川 (府費支弁河川)

No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初	備 考	No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初	備 考	No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初	備 考
1	荒 川	65.800 36.100	M44.04.01	岩淵鉄道橋以下	1	多摩川 (適用-2)	36.750	M34.05.14 府告示85	西多摩郡三田村大字 澤井以下に準用	20	堺川 (現・境川)	52.140 28.510	S03.12.20	S03.12.13 府告示657
2	多摩川	55.900 62.080	T07.04.01		2	秋 川 (適用-7)	16.490	M34.05.14 府告示85		21	成木川	12.670	S04.12.01	S04.11.21 府告示683
3	中 川	58.000 19.750	S05.07.01		3	北秋川	10.400	S16.06.10 府告示823		22	黒沢川	7.120	S04.12.01	S04.11.21 府告示683
4	利根川派川 江戸川	49.000 20.000	M32.03.18 府告示37		4	南秋川	11.500	S16.06.10 府告示823		23	平井川	16.450	S04.12.1	S04.11.21 府告示683
5	多摩川派川 海老取川	1.040 1.040	T07.06.04 府告示180		5	北浅川	14.170 14.170	M34.05.14 府告示85	南多摩郡恩方村大字 下恩方以下に準用	24	宇喜田川	1.740 1.740	S04.12.1	S04.11.21 府告示683
6	多摩川支川 浅 川	12.980 12.980	T07.12.28 府告示408		6	南浅川	5.720 5.270	M34.05.14 府告示85	南多摩郡浅川町上栢田 以下に準用	25	湯殿川	5.800 5.800	S14.06.01	S14.05.30 府告示517
7	多摩川支川 秋 川	6.000 4.580	T07.12.28 府告示408		7	中 川 (適用-3)	6.680 6.680	M42.01.23 府告示15	埼玉県界以下に河川法 準用	26	霞 川	3.500 4.300	S14.06.01	S14.05.30 府告示517
8	中川支川 綾瀬川	8.830 8.830	S05.07.29 府告示441		8	綾瀬川 (適用-8)	33.399 +0.43 2.630	M33.12.22 府告示136	花畑村内匠橋以下に準用	27	案内川	8.000 8.000	S14.06.01	S14.05.30 府告示517
9	荒川派川 新荒川	21.270 21.270	S05.05.24 府告示307		9	柳瀬川	21.381 7.250	T07.06.01	埼玉県界以下施行河川 に至る間準用	28	野 川	13.550 13.550	S14.06.01	S14.05.30 府告示517
10	荒川派川 新河岸川	11.740 8.940	S15.05.02 府告示511		10	目黒川	8.990 8.830	T07.06.01	目黒区下目黒太鼓橋以下 に準用	29	花畑川	1.400 1.400	S16.06.10 府告示823	
					11	北十間川 (準・市費-1)	2.650 2.650	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	30	谷地川	12.900 12.900	S16.06.10 府告示823	
					12	小名木川	4.640 4.760	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	31	城山川	5.400 5.400	S16.06.10 府告示823	
					13	豎 川 (準・市費-3)	5.150 5.150	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	32	乞田川	3.100 3.100	S16.06.10 府告示823	
					14	横十間川 (準・市費-4)	4.612 4.610	T07.06.01	T07.05.25 府告示174					
					15	新 川	3.680 2.970	T07.06.01	T07.05.25 府告示174					
					16	渋谷川	6.080 6.090	T13.04.01	T12.10.18 府告示391					
					17	大栗川	17.230 15.470	S03.12.20	S03.12.13 府告示657					
					18	川口川	11.290 11.290	S03.12.20	S03.12.13 府告示657					
					19	鶴見川	8.890 12.770	S03.12.20	S03.12.13 府告示657					
										法 準用河川 (町村費支弁河川)				
										No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初 主な変更	備 考
										1	小菅川	2.110	S10.06.15 府告示375	
										2	日原川	9.000	S13.06.20	S13.06.11 府告示420
										33				
										34				

※
 出典：東京府河川港湾関係例規 1941.9
 原本は、旧漢字・カナづかいである。
 明かな誤植は修正した。
 区域表示は原本に拠ったため、記載方法の不統一がある。
 流路延長は、下記の資料に拠る参考値である。
 上段：河川調査(大東京整備計画資料、1943)
 下段：河川部資料(昭和22年頃作成)

表 - 3 - 2 旧河川法 適用・準用河川一覧

法 準用河川 (東京市費支弁河川)

No 通No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初 主な変更	備 考	No 通No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初 主な変更	備 考	No 通No	河川名	流路延長 km	施行年月日 当初 主な変更	備 考
1	北十間川	2.650	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	21	越中島川	0.834	T11.08.01	T11.07.15 府告示284	41	楓 川	1.195	T11.08.01	T11.07.15 府告示284
35	(準・府費-11)				55		0.830			75	加江 ^テ	1.220		
2	小名木川	4.640	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	22	大島川	0.778	同	同	42	京橋川	0.600	同	同
36	(準・府費-12)				56	東支川	0.780			76		0.600		
3	豎 川	5.150	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	23	大島川	0.816	同	同	43	桜 川	0.739	同	同
37	(準・府費-13)				57	西支川	0.820			77		0.740		
4	横十間川	4.612	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	24	中ノ川	0.712	同	同	44	三十間堀川	1.108	同	同
38	(準・府費-14)				58		0.710			78				
5	大横川	7.066	T07.06.01	T07.05.25 府告示174	25	油堀川	1.650	同	同	45	汐留川	1.849	同	同
39		7.110			59		1.650			89		1.830		
6	仙台堀川	1.866	T07.06.01	同	26	油堀川	0.183	同	同	46	築地川	2.874	同	同
40		1.870			60	東支川	0.180			80		2.820		
7	神田川	4.377	T07.06.01	同	27	仙台堀川	0.261	同	同	47	築地川	0.653	同	同
41		4.380			61	支川	0.260			81	東支川	0.650		
8	古 川	4.560	T07.06.01	同	28	大横川支川	0.411	同	同	48	築地川	0.432	同	同
42		4.350			62		0.410			82	南支川	0.420		
9	二十間川	0.815	T07.06.01	同	29	中ノ堀川	0.363	同	同	49	佃 川	0.576	同	同
43		0.820			63		0.360			83		0.580		
10	曳船川	0.760	T11.08.01	T11.07.15 府告示284	30	山谷堀川	0.391	同	同	50	佃川支川	0.298	同	同
44		0.880			64		0.340			84		0.360		
11	五間堀川	0.153	T11.08.01	同	31	江戸川	2.214	同	同	51	月島川	0.527	同	同
45		0.150			65		2.660			85		0.530		
12	六間堀川	0.909	同	同	32	外 濠	5.279	同	同	52	新月島川	0.529	同	同
46					66		3.600			86		0.530		
13	福富川	0.659	T11.08.01	同	33	日本橋川	1.786	同	同	53	大場川	17.692	S04.06.20	S04.06.11 府告示396
47		0.660			67		1.790			87		2.420		
14	福富川	0.132	T11.08.01	同	34	東堀留川	0.458	同	同	54	石神井川	11.700	S16.06.10	
48	支川	0.130			68					88		17.750	府告示823	
15	大横川	0.417	T11.08.01	同	35	箱崎川	1.060	同	同	55	神田上水	7.800	同	同
49	南支川	0.430			69		1.060			89	(神田川)	6.210		
16	洲崎川	1.198	T11.08.01	同	36	箱崎川支川	0.117	同	同	56	妙正寺川	3.750	同	同
50		1.200			70		0.120			90		4.510		
17	平久川	1.498	同	同	37	浜町川	1.827	同	同	57	呑 川	9.300	同	同
51		1.490			71		0.690			91		9.480		
18	平久川支川	0.548	同	同	38	龍閑川	1.152	同	同	58	立会川	7.450	S16.06.10	
52		0.550			72					92		7.410	府告示823	
19	塩浜川	1.173	同	同	39	亀島川	1.061	同	同					
53	(鹽濱川)	1.170			73		1.060							
20	汐見川	0.864	同	同	40	新 川	0.565	同	同					
54		0.860			74		0.034							

表 - 4 法定管理河川の変遷一覧

類型	年次	単位	S26	S27	S29	S30	S32	S34	S35	S40	S41	S42	S45	S50	S53	S55	S58	S59	S60	S63	S64・H1	H4	H9	H14	H21
法定河川	河川		10	10	10	10	10	10	10	河川	116	117	122	125	115	110	109	109	109	108	108	108	108	107	107
	km		194	194	194	194.53	195	195	195	新法	871.86	880.14	889.39	901.17	875.08	868.85	860.34	860.34	860.34	858.9	858.586	858.586	859.386	857.736	857.556
1級河川	河川										95	98	103	105	95	95	94	94	94	93	93	93	93	92	92
	km									350.64	755.09	780.95	790.2	800.78	774.69	773.18	764.67	764.67	764.67	763.23	762.916	762.916	763.716	762.066	761.886
知事管理	河川										60	60	60	60	60	60	60	60	60	61	61	61	61	64	61
	km										646.11		659.37	668.85	481.8	480.29	480.29	480.29	480.29	479.64	479.64	479.64	481.95	480.8	480.62
2級河川	河川									524.47	21	19	19	20	20	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	km										116.77	99.19	99.19	100.39	100.39	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67	95.67
知事管理	河川										21				37	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	km										116.77				160.96	29.71	29.71	29.71	29.71	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
準用河川	河川		86(90)	92	91	96	107	107	122						11	11	14	15	15	15	15	18	19	20	20
	km		423(444)	470	470	496.67	577	582	661						16.99	16.99	22.49	23.29	23.86	23.86	23.86	30.15	31.56	32.95	32.95
普通河川	河川		76(75)	74	74	1,250	1,578	1,578	1,571	知事					千川上水	→	千川上水							千川上水	千川上水
	km		240(228)	222	222	732	1,197	1,197	1,114	管理					19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	19.65	14.65
区部(区長) (外濠)	河川		5.31(10.31)					1,503			10	9	8	6	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	km										4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
多摩部(事実管理) 市町村	km										5.24	5.49	5.24	4.475	4.475	3.595	3.14	3.14	3.14	3.14	2.315	2.315			
	km										約5.40	約3.400	→	昭和51年調査	→	約3.400	→	幅員1m以上	→	1,900	→				
区長委任分 外濠	m2		146,486																						
	km		1,382	1,382																					
在来下水 公共溝渠	本				2,017																				
	km				521																				
			内濠の管理 厚生省移管			うち999m 区移管 改正地公法			水路600km 区移管			築地川、同南・東支川 油堀川東支川 廃止(併用水系) 雑色運河:公有水面													

出典 : S53以降 「東京の河川事業」
 : S26~50 「建設局 事業概要」 : S33 「東京都河川白書」 ; 区部(969.43km)、多摩部(75河川・227.29km)
 : S40 「河川要覧」 建設局河川部
 : S41・S43 「河川事業概要」 : S44 「東京都中小河川整備計画図」

表 - 5 関連部局 組織沿革一覧

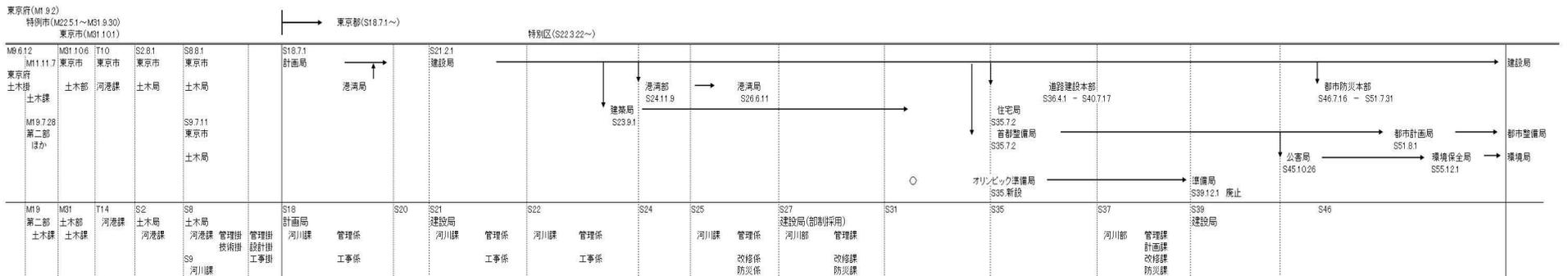


表 - 6 管理河川 諸元比較一覧

単位: km 平成 22 年 4 月 1 日現在

No.	一 級 河 川 (河川法第4条)												No.	二級河川 (法第5条)				No.	準用河川 (法第100条)			区長委任公有水面																			
	No.	河川名	S41法定延長	現行法定延長	国・区管理	No.	河川名	S41法定延長	現行法定延長	国・区管理	No.	河川名		S41法定延長	現行法定延長	国・区管理	No.		名称	S45時点	現行	管理者																			
利根川水系												荒川水系				多摩川水系				鶴見川水系				計																	
1	江戸川	10.80	10.80	10.80	18	荒川	34.61	32.80	32.80	45	石神井川	21.60	25.20		63	多摩川	98.05	98.05	61.79	90	養沢川	7.30	7.30	102	鶴見川	12.78	12.78	2	根ヶ布川	0.00	1.35	青梅市	1	桜川	0.20						
2	旧江戸川	9.20	9.36	0.80	19	旧中川	6.68	6.68		46	田柄川	4.91	4.91	64	海老取川	1.04	1.04		91	北秋川	10.40	10.40	103	恩田川	4.80	5.50	3	北の山川	0.00	3.50	東村山市	2	山谷堀川	0.34							
3	左近川	1.92	1.92		20	隅田川	23.50	23.50	0.30	47	新河岸川	8.00	8.00	65	谷沢川	3.70	3.70		92	平井川	16.45	16.45	104	真光寺川	0.00	1.87	4	大丸谷川	0.00	2.35	稲城市	3	五間堀川	0.15							
4	長島川	2.90	2.90		21	月島川	0.53	0.53		48	出井川	3.05	3.05	66	野川	20.23	20.23		93	氷沢川	1.10	1.10	105	麻生川	0.00	0.60	4	大谷川	0.00	2.94	立川市	4	中の堀川	0.18							
5	新川	3.68	3.68		22	大横川	6.52	6.52		49	前谷津川	3.80	3.80	67	仙川	20.90	20.90		94	鯉川	3.00	3.00		計	17.58	20.75	5	根川	0.00	0.17	利島村	5	佃川支川	0.36							
6	一之江堀川	3.22	3.22		23	大島川西支川	0.82	0.82		50	白子川	8.25	10.11	68	丸子川	7.27	7.27		95	玉の内川	1.50	1.50				6	大島沢	0.00	0.17	利島村	6	築地川東支川	0.43								
7	中川	19.75	22.20	6.30	24	大島川東支川	0.78	0.78		51	黒目川	4.60	4.60	69	入間川	3.40	1.75		96	北大久野川	5.50	5.50		都管理	4河川	20.75	7	古川	4.35	4.35	7	中野沢	0.00	0.70	あきる野市	7	築地川東支川	0.65			
8	前堰川	3.20	3.20		25	大島川南支川	0.42	0.42		52	落合川	3.60	3.60	70	三沢川	5.67	5.67		97	大荷田川	3.10	3.10		国管理延長			8	洗谷川	2.90	2.90	8	柳川	0.00	0.80	青梅市	8	雑色運河	0.20			
9	小松川境川	3.80	3.80		26	北十間川	3.24	3.24		53	柳瀬川	7.25	7.25	71	大栗川	15.47	15.29	1.10	98	鷹巣川	2.50	2.50		区管理延長			9	南前堀	0.67	0.67	0.67	9	新堀川	0.00	1.01	新島村	9	牛込漆	0.612	0.612	
10	同・東支川	0.60	0.60		27	洲崎川	1.20	1.20		54	空堀川	15.00	15.00	72	乞田川	3.10	4.43		99	日原川	9.00	9.00				10	六間堀	0.65	0.65	0.65	10	川田沢	0.00	0.80	三宅村	10	新見附漆	0.470	0.470		
11	綾瀬川	11.03	11.03	4.20	28	横十間川	3.66	3.66		55	奈良橋川	2.85	2.85	73	大田川	3.20	1.69		100	小菅川	2.11	2.11				11	境川	28.51	28.51	神奈川管理 区管理 延長13.01	11	長瀬川	0.00	1.20	調布市	11	市ヶ谷漆	0.324	0.324		
12	新中川	7.84	7.84		29	大横川支川	0.41	0.096		56	霞川	5.50	5.50	74	程久保川	3.80	3.80		101	大沢川	0.00	3.50				12	北前堀	0.85	0.85	0.85	12	芦川	0.00	1.10	八丈町	12	弁慶漆	0.699	0.699		
13	花畑川	1.40	準用		30	油堀川	1.65	1.65	57	成木川	12.67	12.67	75	浅川	30.15	30.15	13.23	107	三沢川分水嶺	0.00	2.67				13	旧香川	1.43	1.43	1.43	13	根古沢	0.00	2.40	大島町	13	飯田漆	0.210				
14	大場川	2.42	2.42		31	山台堀川	5.54	1.94		58	黒沢川	7.12	7.12	76	湯殿川	8.90	8.90		計	406.82	410.98				14	貴船川	1.12	1.12	1.12	14	沢立沢	0.00	2.00	大島町	計	4.62	2.32				
15	伝右川	0.57	0.57		32	山台堀川支川	0.26	0.26	59	北小菅木川	4.80	4.80	77	兵衛川	2.80	2.80								15	内川	1.55	1.55	S31都計 廃止2.74	15	蛇洞沢	0.00	0.80	利島村								
16	坊川	2.25	2.25		33	平久川	1.13	1.13	60	旧綾瀬川	0.43	0.43	78	山田川	4.80	4.80		都管理	40河川	410.98				16	立会川	7.41	7.41	7.41	16	水元小倉溜	0.00	3.60	葛飾区								
17	毛長川	6.97	6.97		34	古石場川	0.64	0.64	61	芝川	0.00	0.33	79	川口川	14.09	14.09		国管理延長	76.12					17	越中島川	0.94	0.94	0.94	17	としが沢	0.00	1.43	神津島村	区長管理延長	6漆	2.315					
計	81.76	77.12		35	福富川	0.66	0.66	62	新芝川	0.00	1.60	80	南浅川	8.11	8.11		区管理延長						18	築地川	0.75	0.75	0.75	18	清瀬川	0.00	0.81	小笠原村									
				36	福富川支川	0.13	0.13	106	直竹川	0.00	0.52	81	案内川	8.00	8.00								19	汐留川	0.90	0.90	0.90	19	又夕の沢川	0.00	1.40	大島町	※	千川上水: 知事管理							
都管理	10河川	77.12		37	小名木川	4.64	4.64		計	266.51	263.04	82	城山川	7.10	7.10								20	八ッ瀬川	0.00	1.20	20	花畑川	1級	1.40	足立区	H14以前	19.65km (市部を含む)								
国管理延長	22.10			38	堅川	5.15	5.15					83	御霊谷川	0.75	0.75								計	99.19	95.67		計	0.00	32.95		H14以降	14.65km									
区管理延長	15.64			39	神田川	25.48	25.48		都管理	38河川	253.036	84	山入川	5.00	5.00								一級	92河川	761.886	都管理	15河川	95.67													
				40	日本橋川	4.84	4.84		国管理延長	33.10		85	小津川	4.00	4.00								うち国管理	9河川	131.32	国管理延長		計	20河川	32.95											
				41	亀島川	1.06	1.06		区管理延長	15.66		86	醍醐川	3.80	3.80								二級	15河川	95.67	区管理延長	4.72														
				42	妙正寺川	9.05	9.05					87	残堀川	14.46	14.46								準用	20河川	32.95																
				43	江古田川	1.64	1.64					88	谷地川	12.90	12.90								合計	127河川	890.506																
				44	善福寺川	8.84	8.84					89	秋川	33.57	33.57								区管理(含廃止、除漆、上水)	36.02																	

※ ただし、区管理河川には法廃止河川(呑み、花畑川)を除く。

※ 参考図書 都市計画河川一覧表 昭和47年5月

新河川法 施行 昭和40年4月1日

桃園川の都市計画決定は、昭和41年に廃止された。(4.33km)

東京の河川事業 平成21年版

区長委任: 旧・区長委任条項 §12-5(S57まで)、§11-5、現在 事務処理特例条例 §2-表79

河川事業概要 昭和42年版

表 - 7 都市計画決定河川調書

計 画 決 定 (最 終 告 示)				計 画 決 定 (最 終 告 示)					
No	河 川 名	告 示 年 月 日 告 示 番 号	計 画 決 定 区 域 延 長 (m)	No	河 川 名	告 示 年 月 日 告 示 番 号	計 画 決 定 区 域 延 長 (m)		
1	新 中 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 江戸川区江戸川四丁目(旧江戸川合流点) 至 葛飾区高砂二丁目(中川分岐点)	8,180	16	新 河 岸 川	昭46年6月18日 都告第708号	自 北区志茂四丁目(隅田川合流点) 至 板橋区三園二丁目(都県境界)	9,300
2	旧 中 川	昭45年3月23日 都告第303号	自 江戸川区小松川一丁目(小名木川開門) 至 江戸川区平井七丁目(木下川水門)	5,620	17	黒 目 川	昭46年11月8日 都告第1212号	自 東久留米市神宝町一丁目(都県境界) 至 東久留米市下里五丁目(都橋上流)	4,310
3	隅 田 川 なお隅田川支流	平成6年4月12日 都告第472号	自 中央区勝どき三丁目(築地川合流点) 至 足立区新田一丁目(隅田川分岐点)	22,140	18	落 合 川	昭46年11月8日 都告第1212号	自 東久留米市八幡町二丁目(無名橋下流端) 至 東久留米市三軒町二丁目(無名橋上流)	3,430
		平成6年4月12日 都告第472号	自 江東区越中島一丁目(相生橋) 至 江東区越中島一丁目(隅田川分岐点)	570			昭46年11月8日 都告第1212号	自 清瀬市中里二丁目(柳瀬川合流点) 至 東大和市富士見町四丁目(東大和市境界)	7,830
4	白 子 川 なお白子川調節池	昭45年12月22日 都告第1349号	自 板橋区三園町三丁目(新河岸川合流点) 至 練馬区北大泉町(別荘橋下流)	5,540	19	空 堀 川	昭46年11月8日 都告第1213号	自 東大和市大字清水字立野窪(東村山市境界) 至 武蔵村山市大字中藤字菰ノ尾	5,550
		平成3年8月21日 都告第1349号	練馬区大泉町二丁目、東大泉二丁目、三原台一 ～三丁目、谷原一、二、五、六丁目、高野台二、 四、五丁目、貫井二丁目および高松三丁目地内	43,400			平成4年3月16日 都告第302号	自 青梅市今井一丁目(都県境界) 至 青梅市東青梅二丁目(一級河川終点)	5,550
5	石 神 井 川	昭46年1月17日 都告第272号	自 北区堀船三丁目(隅田川合流点) 至 練馬区関町五丁目(保谷市境界)	20,100	21	残 堀 川	昭46年11月27日 都告第1230号	自 立川市紫崎六丁目(多摩川合流点) 至 立川市緑町(昭島市境界)	3,060
		平成16年4月22日 都告第724号	自 西東京市東伏見三丁目地内(練馬区境界) 至 西東京市南町三丁目(富士見橋下流)	2,420			昭47年12月23日 都告第1451号	自 昭島市郷地町中武蔵野(立川市境界) 至 昭島市福島町武蔵野上(立川市境界)	1,240
6	神 田 川 なお神田川調節池	昭45年12月22日 都告1349号	自 台東区柳橋一丁目(隅田川合流点) 至 杉並区久我山三丁目(三鷹市境界)	22,800	22	谷 地 川	昭46年11月8日 都告第1211号	自 八王子市小宮町(日野市境界) 至 八王子市戸吹町(一級河川終点)	9,710
		平成2年1月26日 都告第06号	中野区野方五丁目、大和町一、二丁目、杉並区高 円寺北二丁目、高円寺南二、四丁目、梅里一丁目 堀之内一～三丁目、和泉一、四丁目	81,000			昭43年9月8日 建設第2505号	自 日野市大字百草(多摩川合流点) 至 日野市大字程久保(無名橋)	3,060
7	妙 正 寺 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 新宿区下落合二丁目(神田川合流点) 至 杉並区清水三丁目(井草川合流点)	9,700	23	程 久 保 川	昭42年12月8日 建設第4132号	自 多摩市連光寺(多摩川合流点) 至 多摩市和田(八王子市境界)	4,410
8	善 福 寺 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 杉並区和田一丁目 至 杉並区善福寺二丁目	10,860	24	大 栗 川	昭44年3月4日 建設第453号	自 八王子市大塚(多摩市境界) 至 八王子市鐘水北街道(ごてん橋)	7,240
9	野 川	昭46年2月18日 都告第918号	自 世田谷区鎌田一丁目 至 世田谷区喜多見九丁目	4,640			昭45年3月6日 都告第242号	自 多摩市連光寺(大栗川合流点) 至 多摩市落合	4,450
		昭44年3月24日 建設第667号	自 調布市大字下石原飛地 至 小金井市貫井南町四丁目(国分寺市境界)	4,030	25	乞 田 川	昭44年3月4日 建設第453号	自 八王子市大字松木(大栗川合流点) 至 八王子市大字南大沢清水入谷戸(大田橋)	1,690
		昭40年4月23日 建設第1325号	自 国分寺市押切間(JR中央線) 至 国分寺市長谷戸(小金井市境界)	1,870			昭46年8月8日 都告第845号	自 町田市大蔵町字下河内 至 町田市上小山田町5号	7,600
10	仙 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 世田谷区鎌田町 至 世田谷区結田町	6,520	26	大 田 川	昭42年9月8日 建設第2504号	自 町田市大字成瀬(都県境界) 至 町田市大字本町田	4,810
		昭45年5月28日 都告第1859号	自 調布市緑ヶ丘一丁目(三鷹市境界) 至 調布市緑ヶ丘二丁目(世田谷区境界)	1,730			昭43年12月20日 建設第3674号	自 町田市大字鶴間(鶴瀬橋上流) 至 町田市大字根岸町(根岸橋上流)	10,490
		昭42年5月28日 都告第1859号	自 三鷹市上連雀北(武蔵野市境界) 至 三鷹市新川町(調布市境界)	4,620			昭42年6月18日 都告第708号	自 八王子市長沼町(浅川合流点) 至 八王子市館町(山王橋)	8,780
		昭35年4月7日 都告第865号	自 武蔵野市境(JR中央線交差点) 至 武蔵野市境(三鷹市境界)	560			昭46年6月18日 都告第710号	自 八王子市清川町(南浅川合流点) 至 八王子市下恩方町(河原宿橋)	5,970
11	古 川 なお古川調節池 その他	昭45年12月22日 都告第1349号	自 港区東麻布三丁目 至 港区南麻布四丁目	2,340	33	浅 川	昭46年11月28日 都告第1210号	自 稲城市大字矢野町 至 稲城市大字坂浜	5,490
		平成20年5月20日 都告第995号	港区三田一丁目地内 港区白金五丁目地内	730㎡ 1,200㎡			昭45年1月12日 都告第71号	自 八王子市叶谷町 至 八王子市元八王子三丁目	4,090
12	洪 谷 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 渋谷区広尾五丁目 至 渋谷区渋谷二丁目	2,520	34	三 沢 川	昭45年11月20日 都告第71号	自 八王子市大栗寺町 至 八王子市川町	3,050
		昭45年5月28日 都告第590号	自 品川区東品川一丁目(海面) 至 目黒区大橋二丁目(大橋)	7,410			昭45年3月31日 都告第351号	自 秋川市平沢字下モ川原 至 日の出町大字久野字岩井	11,250
13	目 黒 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 品川区東大井二丁目(海面) 至 目黒区碑文谷一丁目(宮前橋下流)	7,020	37	平 井 川	昭46年12月10日 都告第1274号	自 八王子市片倉町 至 八王子市宇津貫町	2,530
14	立 会 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 大田区大森南五丁目 至 目黒区大岡山二丁目(九品山川合流点)	9,330			38	兵 衛 川	昭46年11月20日 都告第71号
15	香 川	昭45年12月22日 都告第1349号	自 大田区大森南五丁目 至 目黒区大岡山二丁目(九品山川合流点)	9,330	39	川 口 川			昭46年11月20日 都告第860号

※告示番号のうち「建設」建設告示、「都告」東京都告示、「開告」関東地方整備局告示
なお 事業施行年度のHは平成、Sは昭和を示す

出典：建設局河川部 都市計画決定一覧等による (一部数値：表現を修正し、統一している)
本表は、事業完了区域の一部告示を省略している

表 - 8 河川予定地の指定を有する河川

No.	河川名	備 考	No.	河川名	備 考	No.	河川名	備 考	No.	河川名	備 考
1	隅田川		4	神田川		7	空堀川		10	柳瀬川	
2	白子川		5	妙正寺川		8	鶴見川		11	山田川	
3	石神井川		6	落合川		9	大場川		12	中 川	

謝辞

本報の作成にあたっては、河川部関係者並びに都立中央図書館の政策立案支援制度を活用して都市東京情報係より多くの情報および資料提供を頂いた。ここに記して謝意を表します。

参 考 文 献

- 1) 東京府（1936）：東京府史 行政編 第4巻、東京府、293-296
- 2) 国土交通省河川局治水課・河川環境課監修（2006）：河川事業関係例規集 平成17年度版、（社）日本河川協会、2333-2336
- 3) 1) 298-304
- 4) 東京都計画局（1943）：治水事業計画概要、東京都計画局、25-26
- 5) 東京都建設局河川部計画課（1975）：東京都水害資料（明治35年～昭和48年）、東京都建設局河川部、
- 6) 東京都建設局河川部（1958）：昭和33年12月 東京の河川の現況とその将来、東京都建設局、前文、2-4
- 7) 石原成幸（2009）：東京の中小河川改修と関連分野の年表、平成21年 東京都土木技術支援・人材育成センター年報、231-242
- 8) 建設省河川研究会編（1957）：河川全集 第二巻 河川法、港出版合作社、32
- 9) 例えば、東京都建設局（1954）：昭和29年版 建設局事業概要、東京都建設局、79-85
- 10) 首都建設問題の経過概要資料編（首都建設資料）（1952）：下水道の建設計画 概要、都民室首都建設部、295-306
- 11) 石原成幸（2009）：東京の中小河川の都市計画に関する歴史的経緯、平成21年 東京都土木技術支援・人材育成センター年報、179-190
- 12) 東京都建設局（1953）：建設のあゆみ、東京都建設局、205-212ほか
- 13) 越沢 明（1991）：東京の都市計画、岩波書店、234-235ほか
- 14) 安井誠一郎（1960）：東京私記、都政人協会、45-53
- 15) 東京市監査局都市計画課（1936）：河濠整理計画、東京市監査局、9-33
- 16) 小島一三（1948）：東京都三十間堀川他三河川の埋立事業について、新都市 第2巻第8号、25-27
- 17) 東京都区画整理課（1950）：東京都区画整理設計標準、東京都建設局
- 18) 東京都建設局河川部（1988）：東京都建設局長発 建設省河川局長宛公文

）文中に出典を明示したもの、並びに都立中央図書館所蔵の東京都公報等は、その記載を省略している。